

【Ⅳ－１ 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等－④】

④ 再製造単回使用医療機器の使用に対する評価

第1 基本的な考え方

再製造単回使用医療機器の使用を推進する観点から、再製造単回使用医療機器の使用実績を有する医療機関において、手術における再製造単回使用医療機器の使用について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

再製造単回使用医療機器である特定保険医療材料の使用に係る実績を有する医療機関において、手術に再製造単回使用医療機器である特定保険医療材料を使用した場合の加算を設ける。

改 定 案	現 行
<p>【第10部 手術】 通則</p> <p>21 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、再製造単回使用医療機器（特定保険医療材料に限る。）を手術に使用した場合に、再製造単回使用医療機器使用加算として当該特定保険医療材料の所定点数の100分の10に相当する点数を当該手術の所定点数に加算する。</u></p> <p>[施設基準] <u>二の八 医科点数表第2章第10部第21号に規定する再製造単回使用医療機器使用加算の施設基準</u> (1) <u>再製造単回使用医療機器の使用に係る実績を有していること。</u> (2) <u>再製造単回使用医療機器の使用につき必要な体制が整備されていること。</u></p>	<p>【第10部 手術】 通則 (新設)</p> <p>[施設基準] (新設)</p>